

平成24年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成24年6月27日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 矢野 隆行	2 番 梶山 幾世
3 番 井狩 辰也	4 番 市木 一郎
5 番 高橋 繁夫	6 番 奥村 治男
7 番 中島 一雄	8 番 丸山 敬二
9 番 西本 俊吉	10 番 坂口 哲哉
11 番 立入三千男	12 番 太田 健一
13 番 野並 享子	14 番 小菅 六雄
15 番 田中 孝嗣	16 番 三和 郁子
17 番 鈴木 市朗	18 番 内田 聡史
19 番 田中 良隆	20 番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雄
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

## 議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第44号から議第51号まで及び請願第2号

(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第1号)他8件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 意見書第7号から意見書第11号まで

(県道整備にかかる予算の確保を求める意見書(案)他4件)

追加日程第2 議員の派遣について

追加日程第3 閉会中の常任委員会の継続審査及び調査について

開議 午後1時00分

## 議事の経過

○議長(田中良隆君) (午後1時00分) 皆さん、ご苦勞様でございます。6月7日に開会しました今議会、いよいよ最終日を迎えました。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、都市建設部長より発言を求められておりますので、発言を許します。

都市建設部長。

○都市建設部長(橋 俊明君) 最初に、先般の一般質問の答弁の修正をお願いするものでございます。

6月18日の一般質問におきまして、鈴木議員の近江の美知普請「美知メセナ」の中で、サインボードの設置に関しまして、道路法第24条につきましては工作物等を設置して継続して道路を使用する規定の道路占用とお答えいたしました。道路法第24条は道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合に該当いたしますので、答弁の修正をお願いするものでございます。なお、道路占用につきましては、道路法第32条に規定いたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長(田中良隆君) これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（田中良隆君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6月18日と同様であり、配付を省略いたしましたので了承願います。

（日程第2）

○議長（田中良隆君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第8番、丸山敬二君、第9番、西本俊吉君を指名いたします。

（日程第3）

○議長（田中良隆君） 日程第3、各委員長より委員会審査結果報告書が提出をされておりますので、議第44号から議第51号まで及び請願第2号、平成24年度野洲市一般会計補正予算（第1号）他8件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。

去る6月14日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第45号、野洲市住民投票条例の一部を改正する条例、議第48号、財産の処分について、議第51号、住居表示の実施区域及び方法について、以上の3議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

そのうち、議第48号及び議第51号の2議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第45号については、原案に対する質疑等の後、小菅委員より修正案が提出されました。修正案の内容は、「条例制定後、施行まで一定猶予期間を置く場合は、周知及び準備の必要な期間に限定されるのが原則であり、長期間の施行延長は条例制定の原則に反するものである。」とのことから、付則の改正規定を削除し、現条例に規定する施行日とするというものであります。提出者の説明の後、質疑等を行い、慎重に審査いたしました。採決の結果、小菅委員の修正案については賛成少数でありました。次に、原案については

賛成多数でありました。よって、議第45号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 第2番、梶山幾世でございます。

去る6月14日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、6月20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第46号、野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例、議第47号、野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例、議第49号、訴えの提起について、議第50号、訴えの提起について、以上4議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

第11番、立入三千男君。

○11番（立入三千男君） 去る6月14日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、去る6月19日、20日、21日に各分科会を、25日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第44号、平成24年度野洲市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、詳細な説明

を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。採決の結果、議第44号は全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、予算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

第16番、三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 16番、三和郁子でございます。

去る6月14日本会議におきまして、議会改革特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月25日に委員会を招集いたしました。

委員全員の出席のもとに、慎重に審査をいたしました結果をご報告申し上げます。

請願第2号、野洲市議会議員定数の削減に関する請願書につきましては、委員全員の質疑応答を繰り返しまして、賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上、議会改革特別委員会に付託を受けました、請願第2号野洲市議会議員定数の削減についての審査結果の報告といたします。

○議長（田中良隆君） これより、議会改革特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第45号に対しては、野並享子君ほか2名から、配付いたしましたとおり修正の動議が提出されています。これをあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 議第45号、野洲市住民投票条例の一部を改正する条例に対する修正動議を行います。地方自治法第115条2及び市議会規則第17条2項の規定により、修正内容といたしまして、議第45号、市住民投票事例では「公布の日から起算して6年を超えない範囲において規則に定める日から施行する」とあるのを、これを「3年を

超えない範囲に」と修正をいたします。

修正の理由といたしまして、平成19年6月に野洲市まちづくり基本条例が可決され、10月1日に施行されました。この条例に基づき、平成21年12月22日に野洲市住民投票条例は可決され、付則により公布の日から3年を超えない範囲において、規則で定める日から施行するというので、住民投票条例は公布されました。

条例が可決してから、周知期間も必要なため、施行するまでには日数も必要とは思いません。まちづくり基本条例も、公布されてから4カ月後に施行されました。住民投票条例は21年12月に公布されましたが、単独で施行すれば700万から800万円の費用が必要ということで、国民投票法の施行に合わすなどと3年も延期しました。この当時にも、3年先送りにすることは問題だと指摘をいたしました。しかし、現在国会で国民投票法の動きがないため、さらに3年延ばすということで、今回条例改正の6年を超えない範囲として、一部改正が提案をされました。

長期の施行延長は、条例制定の原則に反するものです。条例を公布するという事は、当然周知期間を経て実行するものですが、野洲町や中主町、また野洲市において、これほど棚ざらしになった条例はありません。

条例を公布した責任において、21年12月に、3年を超えない範囲において、規則で定める日から施行すると規定した附則そのものに問題はありませんが、今回はその規定どおり施行すべきです。この3年を超えない範囲というのが、ことしの12月21日です。

条例で、毎年9月1日の時点で投票資格者名簿を作成することになっており、ことしの9月1日に名簿を作成し、9月2日に登録されている総数の告示を行う必要があります。登録されている総数の4分の1以上の請求署名があれば、90日以内に住民投票を実施しなければなりません。また、12分の1以上であれば、議会に諮り可決されれば、90日以内に住民投票を実施することになっています。住民投票の請求代表者や委任者へも、資格者であるかないかを選管は確認しなければならず、名簿が作成されていなければ確認作業もできません。1年に一度の9月1日しか、投票資格者名簿は作成されないため、時期的には9月2日以降でなければ、住民投票請求実施代表者の証明書を交付することはできず、条例の形骸化を続けることになります。

このような事態を解消するために、住民投票条例の施行を公布の日から6年を3年に修正し、今回のことしの9月2日以降、いつでも住民投票が実施できるようにします。

野洲市まちづくり基本条例では、第22条で住民投票、「市は、市政に関する重要事項に

ついて、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる」。２項で、「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します」。３項で、「住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます」。また２８条では、継続的な改善として、「市民、市議会及び市は、この条例の目的を達成するため、それぞれの取り組みにおいて継続した改善を行い、よりよいまちづくりにつなげます」とうたわれており、野洲市まちづくり基本条例の２２条を速やかに実施できる条件を整備するための修正を提案したいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします

（午後１時１６分 休憩）

（午後１時１８分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議第４５号に対する修正案については、通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第４４号から議第５５号まで、議第４５号に対する修正案及び請願第２号について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次発言を許します。

まず、議第４５号の修正案及び原案について、第１８番、内田聡史君。

○１８番（内田聡史君） １８番、内田聡史です。

ただいま議題となっております、議第４５号、野洲市住民投票条例の一部を改正する条例の修正案に反対し、原案に賛成する立場で討論を行います。

住民投票条例については、平成２１年１２月２２日に公布され、その施行に当たっては外国人登録制度の廃止等に伴う住民基本台帳の一部を改正する法律が平成２４年７月に施行されること、また日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票制度が平成２２年５月には施行し、それに合わせ年齢１８歳以上の者が国政選挙等に参加できることとなるよう公職選挙法の改正もされるということから、事務的、経費的な側面もかんがみ、国の動きに連動させるものとして、３年を超えない範囲とされたところです。

今回、施行時期に係る修正案を提出された理由は、このうち、国民投票制度に係る選挙年齢の引き下げと法制上の措置がいまだに講じられておらず、今後それが動き出すものと想定し、市政全体から見て合理的な判断に基づき提案されたものです。

なお、山仲市長は、平成２０年１０月に就任され、住民投票条例づくりに速やかに着手

し、翌年の平成21年12月には議会に提案され議決されたところでもあります。また、議案質疑での答弁もありましたように、何か投票行動があれば直ちに施行に向けた事務を開始すると明言されていることなど、この制度を軽んじてはおられず、恣意性も一切ないことは客観的に判断できます。

住民投票制度は、この制度ができた過程からも、議会制間接民主主義を補完するものとして位置づけられています。参加型民主主義の一つとして大切なものと認識していますが、限られた、また厳しい財政の中での施策の選択ということも重視しなければなりません。

我々議会は、議会基本条例の理念のとおり、二元代表制のもと、市長と緊張ある関係を保ち、独立及び対等の立場において、地方自治体の事務の執行の監視及び評価を行うなど、市民の負託に全力で応えていくことを決意しています。

これら、市長の市政、議会の機能、住民投票条例の性質、また財政的な側面等をかんがみ、市政全体から見て、合理的に判断された原案について賛成するものであります。

以上です。

○議長（田中良隆君） 次に、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） 私は、議第45号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例についての反対討論と、これに対する修正案に賛成する立場で討論を行います。

今回の市長提案の修正案におきましては、平成21年12月に制定した住民投票条例の施行を、これまでの3年以内としていましたが、これを6年以内に改正するというものであります。その主な理由は、国の法改正に合わせて施行したほうが経費が少なくて済む、これが合理的な判断だというものであります。

しかし、私は、先ほどの修正案の提案説明にもありましたように、平成21年当時、この住民投票条例は、市長として条例の必要性と目的を持って提案されたものであります。ですから、条例の提案説明もあります。また、議会は、当時その条例案を審議しまして、可決をいたしております。つまり、議会側にも提案を承認した責任、議決責任もあると思えます。その中で、条例の施行を3年から6年以内にと事実上棚上げされることは、条例制定の意義が問われていると思えます。

繰り返し、これまで強調してきましたが、新たな条例を制定する場合、議会議決をし、公布し、施行まで長期間置くことは条例制定の原則に反します。制定公布から施行まで一定期間を置く場合は、その条例について市民や関係者に周知が必要な場合、また施行までにそれなりの準備が必要な期間に限られるものであります。これが原則であります。にも



かかわらず、その他の理由をつけて最長6年以内というのは、条例制定の原則に反すると思います。

一方、市は、施行は6年以内であれば、先ほど来賛成討論にもありましたが、市内で重大な問題で投票の必要な気運が盛り上がれば準備施行するとしています。しかし、これも先ほど提案説明でありましたように、必ずしもそうならないおそれもあります。つまり、条例においては、投票者名簿作成との関係で9月1日の定時登録を起点としており、気運が盛り上がっても、請求者が請求しようとしても、必ずしも実施できない場合が発生をいたします。

このようなことを考えまして、今回この条例改正につきまして、議第45号については反対、これに対する修正案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 次に、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。

議第45号、野洲市住民投票条例の一部を改正する条例の修正案に対し賛成、及び原案に対する反対討論を行います。

この条例を制定したとき、条例の持つ重要性を認識しないまま、電算機のプログラム変更に必要な予算措置も行わず、直接的には関係のない国の制度が悪いと決めつけていることが私は問題だと思っております。

すなわち、選挙の年齢は満20歳以上の日本国民であり、選挙人名簿は毎年3、6、9、12の各月に定期登録を行っております。一方、野洲市住民投票条例で定めている住民投票では、満18歳以上で本市の住民基本台帳に登録されている日本国籍を有する者及び外国人であって、投票資格者名簿は毎年9月に1回登録を行うものです。

選挙の実施については、既に電算機処理システムができ上がっていますが、住民投票条例を施行するには、新たに電算機で処理するためのプログラムが必要となります。条例が制定されたころには、国の動きとして、公選法の改正論はありましたけれども、本来ならば、条例制定が平成21年12月であったので、次年度にプログラム作成に必要な予算措置をして、遅くとも平成22年7月1日ごろには施行すべきであったと思っております。

今回の改正で、施行をさらに3年以内の延長をするということは、条例制定時と同じ轍を踏むことになると思います。住民が市政に対し、直接意思表示を示すことができるこの住民投票条例の意義が損なわれる結果となります。まさに絵にかいた餅であります。

山仲市長は、これまで徹底した情報公開と市民懇談会等を実施し、開かれた市政を推進しており、議会制民主主義を補完しているという意味では評価できると思いますが、これは議会制民主主義の補完はしているものの市民に賛否を求めるものではないのであって、住民投票条例の施行を先送りしてもいいという理由には当たらないと思います。議案質疑の答弁でも、市民部長は事務的・経費的側面から施行を延ばすことが効果的であると言っておりますが、市長はお金のことを言っているのではないと発言しました。一方は財政が厳しいので施行を見合わせるといい、また一方では財政は問題ではないと言っており、両者の発言に食い違いがあり、3年も延ばさなければならぬ本当の理由が見当たりません。

福島原発事故以降、想定外という言葉がしばしば使われておりますが、市を二分するような想定外のことがいつ起こるやもしれません。この条例により住民投票を行おうとしたとき、投票資格者名簿ができていなければ、住民投票実施請求代表者証明書の交付申請もできず、したがって署名運動もできないことになり、このまま改正案を認めると、住民投票の必要が発生してから最大1年以上かかることが考えられます。

過去、全員協議会の場で、住民投票の必要が発生すれば補正予算を組んででも実施すると言っているのであるから、補正予算は組むことが可能であろうから、修正案のとおり条例を施行し、まずは投票資格者名簿を調整すべきであると思います。

まちづくり基本条例第27条には、この条例がまちづくりにおける最高規範という位置づけをしており、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するとうたわれております。そして、同条例第22条では住民投票の重要性が記されており、目的を持って制定された住民投票条例は、直ちに施行しなければ、まちづくり基本条例にも抵触することになると思います。

施行をさらに3年間延長すれば、山仲市政がこの3年半以上にわたって積み上げてきた実績に唯一汚点を残すことにはならないでしょうか。

私は、あえてこの条例の改正案には反対し、提出された修正案に賛成をいたします。議員の皆さん方には、二代表制のもと、議員として行うべきは何かを今一度思い起こしていただき、賛同していただきますようお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、請願第2号について、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） それでは、請願第2号、野洲市議会議員定数の削減に関する請願について、私は反対討論を行います。

本請願は、元市会議員8名の連名による請願であります。元議員の皆さんが今なぜ請願

なのかという点では、私自身、意図と背景がよくわからないことを初めに申し添えておきます。

そこで、請願ですが、本請願は2名の削減を求めています。その主な理由が、県下13市の中で議員1人当たりの人口は最も少ない部類であり、野洲市議会の議員数は相当過剰である。また、今必要なことは議会基本条例の実践、議会の活性化は定数を減員してこそできる。また、従来型の利益誘導型の議員活動が評価される時代ではない、広く市全体の均衡と中長期的な未来を見据えながら、センスにたけた精鋭者が繰り広げる発展的なまちづくり議論ができるとしています。

もちろん、市民の皆さんの中には議員定数や報酬のあり方について多様な意見があることは、否定はしません。しかし、今回の請願における削減理由は、いずれの理由についても理解できないものであります。

まず、野洲市議会の議員数は相当過剰であるという主張であります。これは現実を見ない主張と考えます。また、意図的で都合のいい比較で議員定数を論じています。

例えば、請願文書にも書かれていますが、人口34万人の大津市から約4万人の米原市まで全体13市を、どんぶり勘定で、野洲市は多いと主張しています。具体的には、議員1人当たりの人口から見て定数を論じていますが、請願では、それではその中で大津市の場合、議員1人当たりの人口は8,956人としています。これに対して、野洲市の場合、議員1人当たりの人口は2,541人としています。もしこのような論で行くと、野洲市の場合は18名どころか5.6人しか要らなくなります。ですから、数10万人の市と数万人の市を、どんぶり勘定にして比較しても正確で公正ではありません。

そこで、あえて比較というのなら、県内で野洲市に近い人口の湖南市、高島市、それと米原市と比較すべきでありまして、この点から見ますと、この3市の議員数はいずれも野洲市と同様の20名であります。

また、請願では、合併後の4市、湖南市、甲賀市、高島市、野洲市の合併時の議員と現在の定数を比較すれば、野洲市は削減率が低い38%とあって、湖南市は43%、甲賀市では67%、高島市では74%削減している、これから見ても野洲市は削減ができていないという主張ですが、これも余りにも乱暴な議論と思います。

ご承知のように、甲賀市は5町合併、高島市は6町合併であります。これに対して、野洲市と湖南市は2町合併です。これから見ましても、甲賀市や高島市の削減率が高いのはある意味当然であります。これを単純比較しても説得力はないと思います。仮に、高島市

の削減率が高いと言いますが、そして野洲市は低いと言っていますが、しかし、現在、高島市と野洲市の議員定数は同様の20名であります。

これらの点を見ましても、今回の請願の削減理由の1つである人口比較や合併後の削減率比較による主張は、余りにも道理がないと考えます。

次に、より根本的な問題としましては、本来、地方自治法は市長と議員を直接住民が選出する二元性としての機能を定めています。その中で、市議会は市政をチェックする機能とともに、多様な市民要求を反映させるという重要な意味を持っています。このことは、野洲市議会基本条例の第21条でも「議会は、市民の多様な民意を反映した相当数の議員で構成される市民の代表機関であり、議員の定数は、合議制機関にふさわしいものとなるようにしなければならない」と定めています。私は、これが地方自治法の立場に立った規定だと思います、考えだと思います。

そこで、そもそも2町合併前は、中主町では14名、野洲市では定数は20名でありました。これが、合併後の第1回目の市議選は24名、2回目は20名と、定数を削減してきました。言うまでもなく、今日市政を取り巻く現状、経済、社会状況、市民生活など、それを踏まえ多様な市民要望などを市民の立場で議論を行う市議会の定数を削減することは、一層、私は民意の反映を制限するものにつながると思います。

この点では、同じく請願の中にも、定数削減の理由について、精鋭者の議会のため、あるいは議員の資質向上のためかのような主張もされています。しかし、定数削減だけが、本当に精鋭者による議会として資質向上が図れるのでしょうか。

言うまでもなく、合併前、合併後においても定数削減をしまいましたが、削減で資質向上が図れるかのような当時主張もされてきました。しかし、私は、議員の資質向上なるものは、議員数の多い少ないではかれる性格のものではなく、議員自身の議員活動への意思と姿勢によって形成されるものと考えます。このようなことは、請願者の元議員の皆さんが現職時代に経験されていると思うのでありますが、今回このような主張をされることは残念と思います。

以上が、本請願に反対する主な理由であります。私自身は、今、野洲市議会に必要なことは、先ほども少し言いましたが、深刻な不況の中、また全国的にも東日本大震災と原発事故の中であって、今こそ地方自治体におけるあり方、そして行財政と市民生活向上への市議会としての、また議員としての役割を果たすことが求められています。このことが重要であると考えています。

さらに大事なことは、一昨年、市議会として議会基本条例を制定しました。これは、市議会への市民参加、情報公開、あるいは議会議論の活性化を推進することではありますが、また、このことは現在、市議会におきましても議会懇談会あるいは報告会等、議会改革に取り組んでいる途上であります。であれば、この立場で議会が議会として、そして議員が議員としての機能と役割を基本条例に沿って果たすことが今まず大事だと考えるものであります。このことが、現在市民の皆さんの中にある議員定数への疑問に答える上でも必要なことだと思います。

以上の理由をもちまして、本請願には反対といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第20番、河野司君。

○20番（河野 司君） 20番、河野司でございます。ただいま議題となっております、野洲市議会議員定数削減に関する請願書第2号につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この問題、請願者の要請を受けまして、私、紹介議員としまして、さきの議会でも趣旨説明をさせていただきました。この請願趣旨、ご承知のように、現行20人の野洲市議会議員の定数について、県内他市と比較して相当過剰と思われるために、適正化を進めるために2議席を削減されるように求められているものでございます。

現在、野洲市議会では議会改革検討委員会を設置し、議会の活性化また資質の向上を目的に会議を進められております。その成果として、議会基本条例、また議員倫理条例を制定し、現在市民の理解と信頼を積み上げている最中でもございます。

そのような中で、今回、議員定数の削減を求める請願が提出されてまいりました。本来でありますれば、既に我々議員間で議論を交わし自発的に行わなければならないものでございますけれども、市民の皆様、議会改革のスピード感のなさに対して危機感を持った方々が請願を出されたものでございます。市民からこのような内容の請願が提出されたことは議会として重く受けとめなければならないと思います。

請願書にもございますように、平成18年3月に定数削減の議論がされて以来、以降もう6年が経過をしているところでございます。この間、我が国の経済や野洲市の財政、また市民生活は大変厳しいものになっているところでございます。そんな中、我々議会が、何もやはり議論せず変わらずにはいられないと、このように思います。

請願の趣旨に賛意を表すものでございますし、また付託を受けました議会改革検討委員会の中で、また今小菅委員の話の中でもございましたように、この請願を唐突であるとか

この請願を受け付けることすらおかしいというような発言がございました。請願権というのは、住民が政治上の要求を直接議会や行政機関に訴えることのできる権利でございます。このような発言を、あのような議案改革特別委員会の中で発言される、また声を荒げられたこともございますけれども、このようなことは地方自治にかかわる我々議員といたしまして、請願者の思い、また住民の権利を侵害する問題もある発言でございます。このような発言が議員の資質を疑問視されていることも事実であると思っております。

以上のようなことから、この請願書には賛成をするものでございます。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による討論を終結いたします。

暫時休憩します。

（午後 1 時 4 4 分 休憩）

（午後 1 時 4 5 分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

河野司君。

○20番（河野 司君） ただいまの私の発言の中で、議会改革検討委員会と申したということでございます。正しくは、議会改革特別委員会ということでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（田中良隆君） これより順次採決をいたします。

まず、議第44号、議第46号から議第51号まで、議案7件について一括して採決をいたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案7件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第44号、議第46号から議第51号までの議案7件については各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第45号に対する野並享子君ほか2名から提出された修正案について採決を行います。

お諮りをいたします。本修正案について賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（田中良隆君） ご着席願います。起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。議第45号、野洲市住民投票条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席ください。起立多数であります。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号について採決をいたします。

議会改革特別委員長の報告は不採択とすべきものでありました。これより、原案についてお諮りをいたします。

請願第2号、野洲市議会議員定数の削減に関する請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

暫時休憩をいたします。再開は2時5分といたします。

(午後1時47分 休憩)

(午後2時 5分 再開)

○議長(田中良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。意見書第7号から意見書第11号まで、議員派遣について及び閉会中の常任委員会の継続審査及び調査についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第7号から意見書第11号まで、議員派遣について及び閉会中の常任委員会の継続審査及び調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(田中良隆君) 追加日程第1、意見書第7号から意見書第11号まで、県道整備にかかる予算の確保を求める意見書(案)他4件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第7号及び意見書第8号について、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） それでは、意見書第7号、県道整備にかかる予算の確保を求める意見書（案）について、意見書（案）をもって提案説明といたします。

平成24年度の県道整備にかかる国の社会資本整備交付金の内示が、滋賀県からの要望に対して、「39%」にとまっています。このままでは、予定されている県道整備に支障が生じかねません。

いうまでもなく県道は、県民生活にとって欠かせない基幹道路であり、生活道路でもあります。また産業振興、防災や災害復旧にとっても重要なものであります。

県道の拡幅・改良はもとより、交通安全対策を含めた県道整備の要求は、切実でもあります。特に最近、社会問題となっている、子どもたちの通学の安全を図るためにも、歩道の整備を含めた交通安全対策は急務になっています。

県道整備にかかる補助公共事業は、国の社会資本整備総合交付金と地域自主戦略交付金を活用して事業を実施しています。

他府県においては、このような事態は生じていないとされていますが、県道整備に多大な支障が生じないように、十分な予算の確保が図られるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

次に、意見書第8号、関西電力大飯原子力発電所3号機・4号機の再稼働をしないことを求める意見書（案）について、意見書（案）をもって提案説明をしたいと思います。

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、未曾有の被害をもたらし、いまなお10万人以上の人々が避難生活を余儀なくされるとともに、我が国の社会に多大な影響を与えています。今回の事故を教訓に、二度と原子力災害を繰り返してはなりません。

本県は関西電力大飯原子力発電所に隣接しており、一たび当該発電所で事故が発生すれば、立地地域と同様の被害を受けるばかりでなく、近畿1,450万人の命の水源である琵琶湖を汚染させるおそれがあります。

しかるに、政府は去る5月30日、関西広域連合が事実上、再稼働を容認したことから、関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機を暫定的な安全基準に基づき再稼働しようとしています。

しかし、いまだ福島第一原子力発電所の事故の実態及び原因が究明されていない中、さらにその「暫定基準」は、実際に対策を行わなくとも、関西電力が「計画」を提出すればそれで「安全対策の実施」とされるもので、常設の非常用発電機や、事故の際原子炉の圧



力を低下させるフィルターつきのベント設備、事故の対応にあたる免震事務棟の設置などはいずれも今から3年後の2015年度とされています。また防潮堤の建設も来年度という中での「再稼働ありき」の政府の動きは到底国民の理解が得られるものではありません。

政府は中国・四国電力からの融通や火力、水力発電の活用や節電など更なる検討を加えるべきです。

よって、安全性が確保されていない大飯原子力発電所3号機・4号機の再稼働をしないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、この6月議会でも、甲賀市、湖南市、守山市等でも請願・意見書が採択されると聞き及んでおります。どうか皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第9号について、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 意見書第9号、秘密保全法制定に反対する意見書（案）についての趣旨説明を行います。

国会の会期は、76日間延長されました。政府は、この国会に秘密保全法の提出を計画しています。国の安全や外交、公共の安全にかかわる情報を「特別秘密」として管理し、秘密を漏らした公務員に懲役10年以下、または5年以下の厳しい罰則をもって処罰しようとするものであります。

国民の安全にかかわる情報の管理は厳格でなければならない、一定期間秘密にすべき情報があることも否定はいたしません。

しかし、法案では「特別秘密」の範囲があいまいで、公開したほうが国民の利益になることまで政府の都合で秘密にされ、原子力発電の安全性や軍事・外交問題など、国民の重大な関心事がすべて「特別秘密」になる恐れがあります。

意見書にも書かれていますように、規制対象は独立行政法人、地方自治体、民間事業者、大学など重要情報のあるところすべてとなっています。

また、秘密の範囲も市民生活関連の「公共の安全・秩序の維持」も含まれ、人々の私生活までチェック、監視されプライバシー侵害の恐れがあります。

また、刑罰規定に反し、刑罰範囲も不明確なまま重罰化されてしまいます。

尖閣沖漁船衝突事件のビデオがインターネットで公表されたことがありました。あのビデオ映像は秘密指定はされておらず、漏えいした海上保安庁は処分されていません。過去にも秘密漏えい事件がありましたが、国家また地方公務員法の守秘義務違反、罰則は懲役

1 年以下、また自衛隊法の防衛機密違反、懲役 5 年以下で、秘密漏えいに対する処罰で対応してきましたが、国の存立を脅かすような不都合はなく、不起訴になったり、軽い処罰で済んでいます。

ここに改めて、重い処罰を可能にする秘密保全法は必要ありません。このような法が施行されれば、公務員は罰則を恐れ萎縮し、報道機関の取材を避けるようになるだろうし、また運用次第では、通常の取材活動も秘密漏えいをそそのかしたとして、罪に問われる可能性もあります。

結果的に、憲法で保障された国民の「知る権利」が侵害されることとなります。今、必要なことは、秘密保全法の制定ではなく、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故の放射能漏れや拡散状況などをめぐり、国民に必要な情報を敏速に流さなかった政府の対応であり、アメリカからの放射能拡散情報も秘密にしていたことなどが問題になっています。

秘密保全より情報公開を進めるべきであります。国民主権の空洞化につながる秘密保全法を制定する必要は全くありません。

秘密保全法制定に反対する意見書について、地方自治法第 99 条の規定により提出をいたします。

ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第 10 号について、第 1 番、矢野隆行君。

○1 番（矢野隆行君） 1 番、矢野隆行でございます。

本文を朗読して説明とさせていただきます。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

昨年、2011 年 8 月に成立した、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、本年 7 月 1 日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートし、政府はこの 3 年間で集中的に利用拡大を図っていますが、導入促進に向けての環境整備は不十分であります。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。

また、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005 年環境省）では、

電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べておくれしており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっております。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買い取り制度に向け、以下のとおり、十分な環境整備を図るよう強く求めます。

記

一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

一、買い取り価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。

一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様方の賛同をお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、意見書第11号について、第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 2番、梶山幾世でございます。

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示し経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しております。

今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題と言えます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は、長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いてお

り、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。

一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。

一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など、地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） これより、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「質疑あり」の声あり）

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。再開は午後2時40分といたします。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質疑通告書が提出をされましたので、発言を許します。

まず、意見書第10号について、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。

意見書第10号の再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書について、何点かご質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、前書きのところですが、導入に当たっての課題として、送電線網の整備強化や農地法の問題などを挙げておられるんですけども、「記」以下については、提案者

としては、これは解決しているのかどうかわかりませんが、「記」以下でそのことについて触れていないのはなぜかと。

この再生化のエネルギー、特に太陽光とか風力、送電線網のことはよく言われているんですけど、「記」以下では、この「強く求める」の中に入っていないんですけど、なぜ入っていないのか、まずお伺いしたいと思います。

済みません、総括らしいので全部行きます。

では、第2点目として、次に、日本の再生可能エネルギーの使用割合が0.9%で他国より遅れていると、そして消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっていると書かれていますけども、エネルギー源の多様化というのは、どういうエネルギーを言っているのか、お伺いしたいと思います。

それから、3番目に、減税の拡充を実施して再生可能エネルギーの導入を促進せよと言っておりますけども、ここで減税の促進ということでは、この減税額というのはどれぐらいになるのか。また、この必要な財源は確保できているのかどうか、お伺いします。

それから、4番目に、発電せずに設置者には減税をして発生した電力は電気事業者に買い取らせると、一般家庭は買い取り価格分を今度は電気代に上乗せして支払わなければなりません。こういうことを行けば、金を持っている人、お金のある人は設備をつくれますけども、資金力のない人は設置ができません。それどころか、いわゆる今度7月1日から全量買い取りになりますので、その買い取り価格分を負担しなければならない、こういう問題があります。低所得者や資金力のない人、町工場みたいなどころの方は、ほかのところで納めた税金が今度設置者に回るといって、しかも買い取り分はまた自分が負担しなければならない、こういうことではいいのかどうかということですね。

それから、もう一点は、「記」の2番目に書いてあるところのこの意味がちょっと理解できないので、わかりやすく説明をお願いいたします。特に、その最後のほうの「制度の予見可能性を高める」とか書いてあるんですけど、この辺は特にわかりにくいので、ひとつわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） それでは、第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。

この回答は、いわゆる政権与党である民主党が答えるべき質問ではないかと思うんですけども、一応野党の立場で答えます。

まず、1番、2番に関してでございますけれども、これは毎日新聞の3月30日の新聞

記事から回答をさせていただきます。

政府は、29日の再生エネルギーの普及などに向けました約100項目の規制、制度改革メニューを決定しております。規制緩和で再生エネルギー自治を促進、原発のかわりの電力を確保、この夏以降の電力不足対策に役立つ政府のエネルギー環境会議と行政刷新会議が関係省庁と調整して作成したものであります。速効性を重視し、政省令の改正や運用変更で対応ができる対策が多く、一部は既に実施しているものもございます。

例えば、太陽光発電については、大規模発電所いわゆるメガソーラーですね、この普及に向け敷地の緑地規制を撤廃する。現在は工場扱いのために、工場立地法に基づいて敷地の25%を緑地にする、こういう必要があるわけでございますけれども、こういったのとか。また、工場の屋根などに太陽光パネルを設置する際の建築確認手続も撤廃し、屋根を発電事業者に貸すという、いわゆる屋根貸しビジネスを後押しすることも決まっております。地熱発電も、適地が多い国立・国定公園内での設置規模、基準を緩和しております。さらに、公園内でも一部で垂直に掘ることも認め、世界有数の地熱エネルギーを有効活用する。さらには、風力発電施設は、高層ビル並みに厳しい構造改革審査を簡素化する、こういったのも決まっております。さらには、小水力発電所建設時の許可手続も簡素化。さらに、農地用水を使った発電は、許可制から届け出制に切りかえております。さらに、エネルギーの地産地消化を進める再生エネルギーの電力各社の送電線網に接続する手続も簡素化。さらには、ビルなどで非常用発電機にかわりリチウム電池を設置できるようにも、電池市場の拡大につなげております。

次に、3番目の減税でございますけれども、減税の枠がございますかという質問ですが、これは財源のない中でやっていくことで、これこそ野党側から質問していく立場でございますので、枠はこれからつくるように聞いております。

4番目でございますけれども、発電所設置者には減税にし云々となっておりますけれども、いわゆる再生エネルギーを広げるための固定価格買い取り制度というの、これも7月1日から始まるわけでございます。だれに責任があるかというのは、今の政府、民主党でございます。この仕組みを少し説明いたしますと、電力を利用する私たち消費者も一緒に設備投資に必要なコストを負担しまして、社会全体で再生可能エネルギー普及を拡大させていくために、電気事業者による再生可能エネルギー、電気の調達に関する、これは特別措置法になっておるわけでございます。

ことしの7月1日から再生可能エネルギー固定価格買い取り制度が、これはもうスター

トすることになっておるわけでございます。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度は、いわゆる太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスによって発電した電力を、電気事業者に一定の期間、価格で買い取ることを義務づけるとともに、再生可能エネルギーを買い取る費用を、電気を利用する消費者がそれぞれ使用量に応じて賦課金という形で電気料金として一部負担していただく、こういった仕組みになっておるわけでございます。

最後に、5番目の意味がわからんということでございますけれども、これも少し詳しく説明します。時間がないうでございませけれども、意味がわからないということでございますので少し説明しますと、いわゆる従来の制度を一步進める再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、これによって再生可能エネルギーがますます普及されることを望んでおるといふ考え方でございませるので、どうかご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。

（午後2時50分 休憩）

（午後2時51分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 今の答弁の中で、しきりと政権党やとか何とかかんとかという話が出てきましたけど、そういうことであれば、この内容そのものは公明党の政策であって、そういう党の政策をこんなところへ持ってきて意見書を出すのは、私は間違っていると思います。

先ほどの答弁の中は、こういうことやというのを説明しているだけであって、この意見書の中には、そのことに対して、ああせい、こうせいと言っているのに、全く答えになっておりません。

じゃ、1つお聞きしますけど、この前文のところの終わりのほうに、日本の再生可能エネルギーの利用云々というのがあって、0.9%というのがあるんですが、これ2005年の環境省のでちょっと調べましたら、使用割合は9%で水力を除くと1.7%となっておりますけど、この0.9%というのはどこから出てきた数字なのか、ちょっとお伺いをします。

あとは、先ほど言いましたように、制度そのものを説明していただいただけで何もなっていないということだけ申し上げて、この0.9%という数字がどこから出てきたのか。私

が調べたのでは、今言うたように9%で水力を除くと1.7やと、こういうことでしたんで、それだけをちょっとお願いしておきます。

○議長（田中良隆君） 矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 1番、矢野隆行でございます。

0.9%というのは、本文にございますように、水力発電所を除きました実績、2005年度の環境省のデータでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 今ので、環境省の2005年の資料やと言うてますけど、先ほど私が調べたのも、環境省地球環境局地球温暖化対策課の課長補佐が先ほど私が言いましたような数字を出しておると、こういうことを申し上げて、0.9というのは不明やと、どこから出てきたのかわからんということだけを申し上げて、質問を終わります。

○議長（田中良隆君） これにて、意見書第10号についての質疑を終結します。

次に、意見書第11号について、第8番、丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 8番、丸山敬二です。

それでは、続きまして、意見書第11号の「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書について質問をさせていただきます。

まず、私も不勉強で申しわけないんですけど、「防災・減災ニューディール」というのは、この言葉は一般的ではないと思うんですが、どういうことなのか説明をお願いしたいと思っています。

それから、「記」以下に何点か書かれていますけども、この中には具体的な表現もありますけども、本市に置きかえてみますと、対策のできているものもあるわけですね、学校の耐震化とかそういうことはできていますけども、一方では、港湾やとか共同溝とか何か本市には余り関係ないような内容も含まれています。そういうことが含まれていいとしても、例えば具体的に共同溝というのは、じゃ野洲市においては一体どこに、どういう形で、この共同溝をつくれと、こういうことなのかをちょっとお伺いしたいと思います。

特に、この全体について言いますと、先ほど言いました、要は野洲市市議会として意見書を出すについて、どこの部分が野洲市議会として意見を言うのか、そのところをお伺いします。

それから、これを見ていると、このニューディールなるものを達成しようと思えば相当



資金が必要かと思えますけども、一体どれぐらいの予算というか費用を見て、財源はどこから出すのかをちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（田中良隆君） 第2番、梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） それでは、丸山議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の防災・減災ニューディールという意味がわからないので説明を願いたいということですが、このニューディールということは、以前、1933年当時、世界的な不況から脱するためアメリカのルーズベルト大統領が行った公共投資などの総称を、ニューディール。日本語で言いますと、新規まき直しという意味ということで表現されております。冷え込んでいた経済国民生活に刺激を与えて大きな効果を発揮したという例がアメリカだったという、この現状をとらえてニューディールという言葉を使っております。

防災・減災ニューディール、これは昨年、東日本大震災という大きな国難がありまして、今、日本は本当に大きな課題を抱えております。そんな中で、防災対策が急がれている中、本当に冷え込んだ経済対策をどのようにしていけばいいかということを考えてときに、今防災・減災ニューディールの対策が必要だということで、先ほど公明党の施策、ここで意見書を出してはという意見もありましたけれども、我が党は今、国会にこういった対策の内容を、与党に、政府に出しているところでございます。そういうことで、防災・減災ニューディールの説明は、そういう意味でとらえていただきたいと思えます。

次、2点目に入りますが、この野洲市は耐震化はできているのになぜかということですけども、山仲市長も本当に耐震化ができてない学校等を危惧していただいて、早急に進めていただいておりますが、まだできていないところもたくさんあります。これも2002年から耐震化を急ぐようにということで進めておりましたけれども、途中政権交代等もありまして、この耐震化の予算が半分に減ってしまいました。そこでまた、耐震化が本当に必要だということでまた予算がつけられて、大きく耐震化、耐震化と叫ばれて、勢いよく耐震化が進められておりますが、今まだ全国的には86%で、今年度末には90%まで達成するという状況でございますが、急いでやっぱり100%まで持っていかなければいけない、そういうことでここに掲げております。

本市と関係ない内容が掲げられているがということなんですけども、これは本市で言えば、さっきの質問でも、矢野議員もこの件について質問いたしました。今、野洲市におきましても、国道は橋がきれいに耐震化されて整備されておりますが、野洲市の中も伺いますと338本の大小の橋があり、長寿命化計画の中で、そういった耐震の状況がどうなの

かということも今きちっと調べておられるようですけれども、やはり危ないところもこれから出てまいります。

先ほど申しましたように、コンクリートの寿命は大体50年から60年と言われております。昭和39年のオリンピックが日本で開催されたころは、もう一気に高速道路ができ、道路整備ができました。そのときは本当に安心して通れておりましたけれども、そういったコンクリートが今老朽化し始めて、やはり大きな地震が起これば、橋が崩れたり、コンクリートがはがれたり、本当に国民の命を守るのには大変な状況に来ている。

ここで、この巻き返しですね、しっかりとそういった将来の社会資本を、将来の子供たちのためにしっかりと残していくためには、今そういった整備をしていなければならないということが1点と。

もう一つは、やはり景気回復ですね。この対策によって雇用がたくさん生まれて景気回復につながるということで、アメリカのルーズベルト大統領が本当にこの取り組みによって大きな雇用を生み出して、それからアメリカがよくなったというふうなことも聞いております。そういうことで、2番の回答とさせていただきたいと思います。これは3番も当てはまると思いますので、2番、3番の答えとさせていただきたいと思います。

最後、ニューディールなるものを達成しようと思えば相当な資金が必要かと思うが、幾らぐらい必要かということなんですけれども、これからなんですけれども、今私どもが提案で出しておりますのは、10年間100兆円かけて集中投資をしていく、1年間で10兆円を使って、このニューディール政策を毎年行って行って、本当に安心して住める日本にしていこうという提案をいたしております。

財源があるのかどうかということなんですけれども、この必要な財源は、将来残る財産です。将来世代に残る公共施設を建設するために認められております建設国債という国債があります。これは赤字国債とは全く違った国債で、この建設国債を使っていくために、新たな集中投資のために、この償還財源を使って。この建設国債は、大体コンクリートが50年から60年の寿命があるということで、この期間で償還していくという計画を立てております。

もう一つは、東日本大震災で復興債を活用されましたけれども、このように新たな集中投資のために償還の財源を確保した上で発行いたします、防災・減災ニューディール債。これは償還期間を25年ということで、あと地方債とか民間の資金も活用しながら、知恵をいただきながら積極的に活用して、この財源を確保していくという方向で、今このよう

な考えが取り組まれております。この償還期間が25年というのは、やはり25年であれば今の子どもたちにつけを残さない、大人になったときにその借金がきちんと返せている期間ということで、この25年間ということが言われております。

このような建設国債、そして防災・減災ニューディール債がしっかりと活用していき、またそういった財源も、どの税の枠を入れるかということもしっかり確保していき、ということで、このようなことが今考えられているところでございます。

将来に子どもにつけを回さないように、つけを回すというよりも、しっかりと社会資本を残していく、そしてまた将来的には、日本は本当に安心・安全の国なので、観光地として安心して行ける国にしていく、そういうことも考えて、今こういうこともしなければいけないときに来ているということで、この意見書を出させていただきました。

以上、丸山議員に対するお答えとさせていただきます。

今の共同溝ということで野洲のどこかという、そういうところまでは調べて意見書を出したわけではないんですけれども、全国的にそういったところも、そうしなければ安心できないところがたくさんあるということで、他のところも入れた段階で意見書を出させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 丸山議員。

○8番（丸山敬二君） 8番、丸山敬二です。

今ご答弁いろいろいただきましたけれども、ニューディールについては、確かにルーズベルトがそういうことを言って、要はアメリカの大恐慌を克服するためということで唱えてやったんですけれども、これも初めはよかったというか、そのうちにまたあかんようになってきて、結局、その後のいわゆる第2次世界大戦が起きたときに、要は軍需のところで雇用が生まれたり、いろんなことをして成功というか、ちょっとはよくなったらしいんですけれども、その中でも途中でいろんな裁判ざたもあって、裁判でもちょっとおかしいというの何か言われているようです。ですから、このニューディールというものが、果たしてそっくりそのまま日本に当てはめてええものかどうか、その辺は公明党さんのほうはええと判断をされているんでしょうか、ちょっとお伺いします。

それから、先ほど答弁のあった内容は、いろいろ調べさせてもらいましたら、公明党の政策としてちゃんと書かれておりました。10年間で100兆円ということを書かれておりました。これに対しては、要は今日本では1,000兆円の借金を抱えておるのに、その辺に対してどうするかというのを、党の話をされたからですよ、全然言われてない。こ

ういう今言われたような何か、何でしたっけ、党から民主党か政権に要求していると、そういう話をされるものを、何でこの野洲市議会から意見書として出さないかんのか。ちょっとその辺は今後考えていただかなあかんの違うかなと。

それから、そこで1つ具体的に聞いていたのが共同溝の話なんですけど、「いや、野洲ではできひんけど、意見書を出すんや」と、そういう判断を迷うようなことはやはりまずいんではないかなと思います。

先ほどのニューディールなるものは、日本のこれに、震災、防災の中に当てはめるとうまくいくと。これ、ここの野洲の市議会からそういう意見書を出せば、要は、どういうんですか、景気の話も出るんですかね。当然ね、雇用だとかいろんなものが出るから、その辺がよくなるというのは、どういう根拠でよくなると言われるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

財源についても、何か党のほうでは地方債云々というのを言われておるようですが、その辺はどうお考えなんでしょうか。

ちょっと今の3点お願いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） 丸山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ニューディールが日本で、アメリカのルーズベルト大統領が取り組んだ経済対策が日本でうまくいくと思っているのかということですね。これは、うまくいくように取り組んでいかなければいけないと思っております。これからですので、生かさなければいけないから上げているんです。ぜひそうしていかなければいけないと思っております。

それから、先ほど共同溝とか詳しいことを調べないで言うのはおかしいとおっしゃったんですけども、これからこういったことの取り組みの中で、野洲市、それぞれの担当課も、そういったところもしっかりと点検してくださっているところですので、また我々もしっかりそういったところを取り組んで点検していきたいと。すべて点検して言っているわけではないんですけれども、総体的な取り組みとして、私は、国がこういう財源を確保して地方におろしてくれないと、地方は全く動くことができませんので。これも、国が取り組んで、地方がどう取り組むかということは、各自治体でそれを受けて取り組んでいくと思いますので、ちょっとその辺の具体的などがどうかというところまでは、ちょっと今の段階でお伝えできないことは申しわけないと思っております。

財源は、これは今大きな財源は建設国債、そして防災・減災ニューディール債で、赤字

国債とは違うということで。赤字国債は、単なるいろんな社会資本にならない、そういった税金が足りないから人件費が払えないとか、さまざまな理由があると思いますけども、じゃなくて、きちんとした目的のある国債を発行して、それで社会資本として残していくということなんです。

1兆円の借金をどうこうということなんですけど、これは国が、今は国の1兆円の借金をどうするとかということまで考えておりませんので、この借金とは切り離して考え、もちろん借金をどんどんつくっていくということはよくないですけども、どのように国の借金をつくらないでいくかということのも、これからの国の施策にかかっているのではないかというふうに思っております。

あと、ちょっと抜けているところありますか、いいですか。

済みません、以上お答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 丸山敬二君。

○8番（丸山敬二君） 8番、丸山です。

いや、多分、溝、穴を掘るだけと違いますか。確かにいろいろ聞いていると、その矛盾点というか非常にわかりにくいところがあります。党としては、今これを出すから国が確保せい確保せいという。何か意見書としてはちょっと無責任かなという気がします。

先ほど言いました地方債について、やはり我々地方議員が出すについては、やはり地方の財源もいろんなことも考えなあきませんので、その辺のところをどう思っているのか。最後にもう一点、もう一回だけ、それだけお伺いしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 梶山幾世君。

○2番（梶山幾世君） じゃ、再々質問にお答えさせていただきます。

この地方債、これが取り上げられて、予算がついて、こういった中で、やはり国が何%、何分の1で、地方もある程度の負担は、100%ではないと思います、それはこれからの取り組みですので、どのぐらいの地方債になるのか、それがどうなのかということは、ちょっとここでははっきりお答えすることはできないんですけども。これは市長等が、そういったものがやろうということになったときに、我々も一緒に考えていかなければいけない問題ではないかというふうに思っておりますが。

また今の質問に対しましてしっかりとお答えできるように、また個別にお答えさせていただきたいと思いますので、本日はこのお答えとさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 異議なしと認めます。よって、意見書第7号から意見書第11号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、意見書第7号、県道整備にかかる予算の確保を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中良隆君） ご着席ください。起立全員であります。よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第8号、関西電力大飯原子力発電所3号機・4号機の再稼働をしないことを求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（田中良隆君） ご着席ください。起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

次に、意見書第9号、秘密保全法に反対する意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（田中良隆君） ご着席ください。起立多数であります。よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第10号、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第11号、「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書(案)は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第11号は否決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職により直ちに関係機関に提出いたします。

(追加日程第2)

○議長(田中良隆君) 追加日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条第1項の規定により、配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、配付のとおり議員を派遣することに決しました。

ただいま議決されました議員派遣の内容に変更が生じた場合の措置については本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更が生じた場合の措置については本職に一任願うことに決しました。

(追加日程第3)

○議長(田中良隆君) 追加日程第3、閉会中の常任委員会の継続審査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定に基づき、総務常任委員会、文教福祉常任委員会及び環境経済

建設常任委員会の各委員長から、配付の所管事件について、各常任委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査及び調査に付したい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すことにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すことに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。議員の皆さん、市長初め執行部の皆さん、大変ご苦勞様でございました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成24年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、去る6月7日に召集させていただき、本日に至りますまで21日間でした。当初提案させていただきました専決処分の承認5件、補正予算1件、条例の一部改正3件、その他4件の計13議案、並びに追加提案させていただきましたその他3件、人事案件1件の計4議案、合わせまして合計17議案につきまして、慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただきました。ありがとうございます。

また、一般質問におきましては、通学路の安全対策、防災・減災の取り組み、文化・スポーツの振興、節電対策など貴重なご意見やご提案を賜りました。これらをしっかり受けとめまして、これからの市政運営に当たってまいります。

さらに、ことし秋の市長選への意向をお問い合わせいただき、「野洲の元気と安心を伸ばす」をテーマに臨ませていただくことを表明させていただきました。市長就任以来、諸課題の解決に積極的に取り組んでまいりました。その結果の最終的なご判断は市民の皆様にしていただくべきものですが、私といたしましては、4年前に市民の皆様にお約束したことのおおむねは達成できたものと思っております。これも、市民及び議員の皆様方のご理解とご協力、あわせて職員の熱心な働きによるものと深く感謝しております。

やりかけ、また残された課題は多くあります。クリーンセンターの更新、病院問題を初めとして、これらを新しい課題としてとらえ直し、市民及び議員の皆様方のご理解とご協力、あわせて職員のチームワークにより、まちの安全と元気の実現を目標にして、その解



決に取り組んでまいりたいと考えております。

当然、任期満了までの残る４カ月間、これまでと同様、誠実かつ創造的な市政で元気と安心のまちづくりに全力を傾けてまいります。

議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、いよいよ暑さも増してまいります。議員の皆様方におかれましては、節電が求められている中ではありますが、健康には十分ご留意をいただき、今後とも市政運営に一層のご協力を賜りますことを切にお願い申し上げますとともに、本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 以上で、平成２４年第２回野洲市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。（午後３時２３分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 6月27日

野洲市議会議長 田中良隆

署名議員 丸山敬二

署名議員 西本俊吉